

交通事故等により介護サービスを利用する場合には、届出が必要です。

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって身体等の状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。

介護保険サービスを利用した際、その費用の1割、2割または3割はサービス利用者負担、残りの9割、8割または7割は介護保険給付で賄われています。

ただし、交通事故や傷害等の第三者による不法行為が原因で介護保険サービスを利用した場合、その介護保険サービス利用にかかった費用は加害者が負担することが原則ですので、浜田地区広域行政組合が一時的に立て替えた介護保険給付分については、後日、浜田地区広域行政組合が加害者に請求することになります。

浜田地区広域行政組合が支払った介護保険給付が交通事故や傷害等の第三者による不法行為を原因とするものであるかを確認するために、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故や傷害等の第三者行為が原因で介護保険サービスを利用する場合には届け出が必要となっております。

〔届け出の様式等〕

- ① 第三者行為による傷病届
- ② 第三者傷害基本調査書（自動車事故）
- ③ 事故発生状況報告書
- ④ 念書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 交通事故証明書 … 自動車安全運転センター発行
- ⑦ 人身事故証明書入手不能理由書

※医療での第三者行為による傷病届を提出済の場合には、提出が不要になる様式もあります。

交通事故や傷害等の第三者による不法行為により要介護等状態になった場合や身体等の状態が悪化した場合には、浜田地区広域行政組合にご連絡ください。

○問い合わせ先

浜田地区広域行政組合介護保険課（TEL25-1520）